

短期社債振替制度の概要

平成14年10月

(株)証券保管振替機構

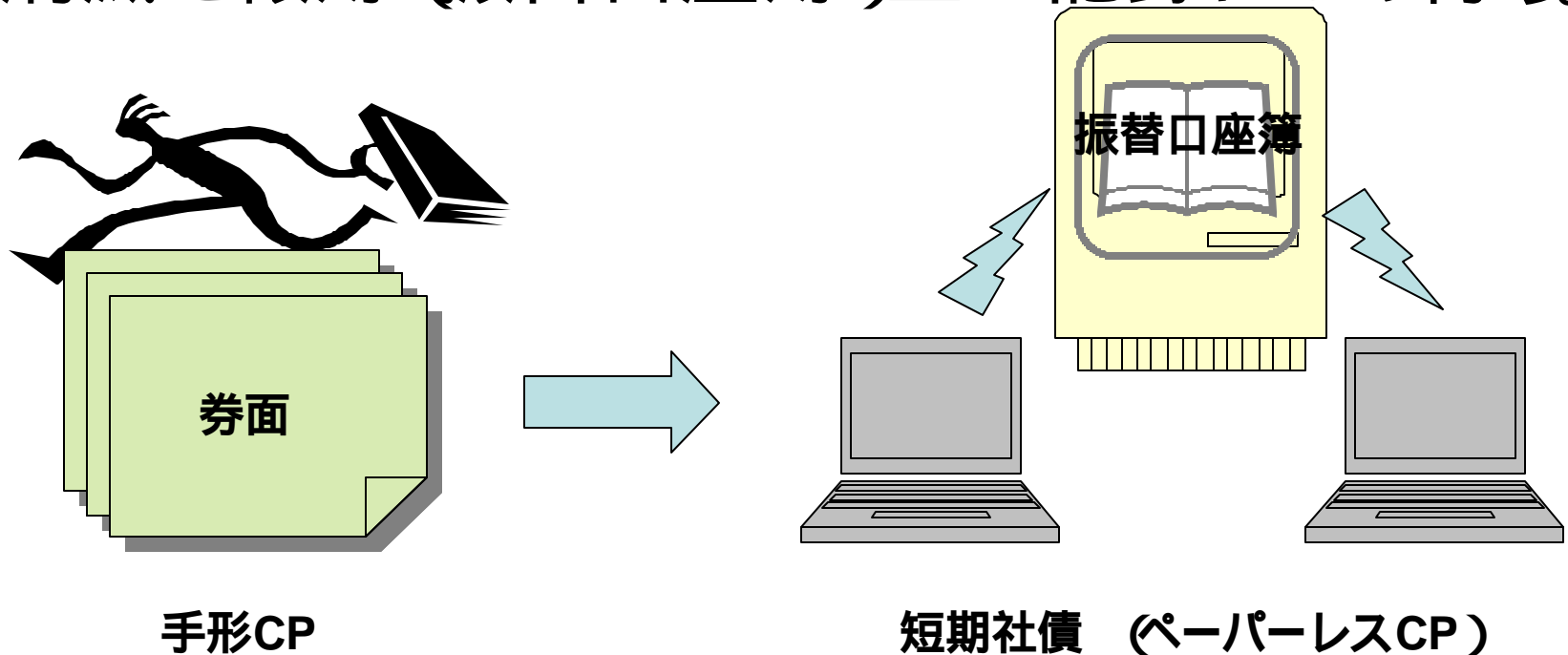
ご説明の内容

.目的	3
.枠組み	7
.発行 [新規記録] 手続	14
.流通 [振替] 手続	17
.償還 [抹消] 手続	20
.手数料	23
.制度参加のための手続・コスト	30

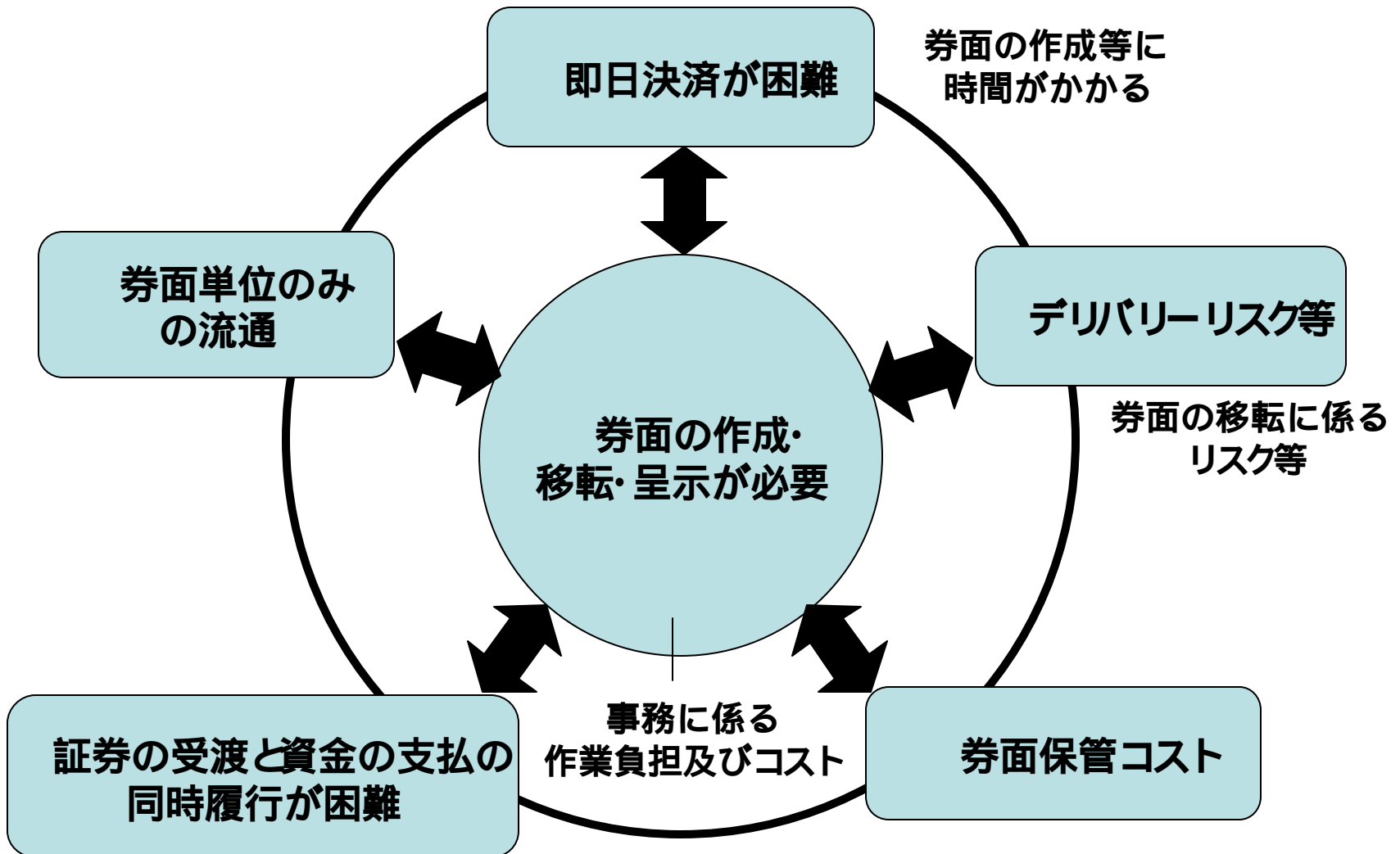
・ 目的

1. 短期社債振替制度の目的

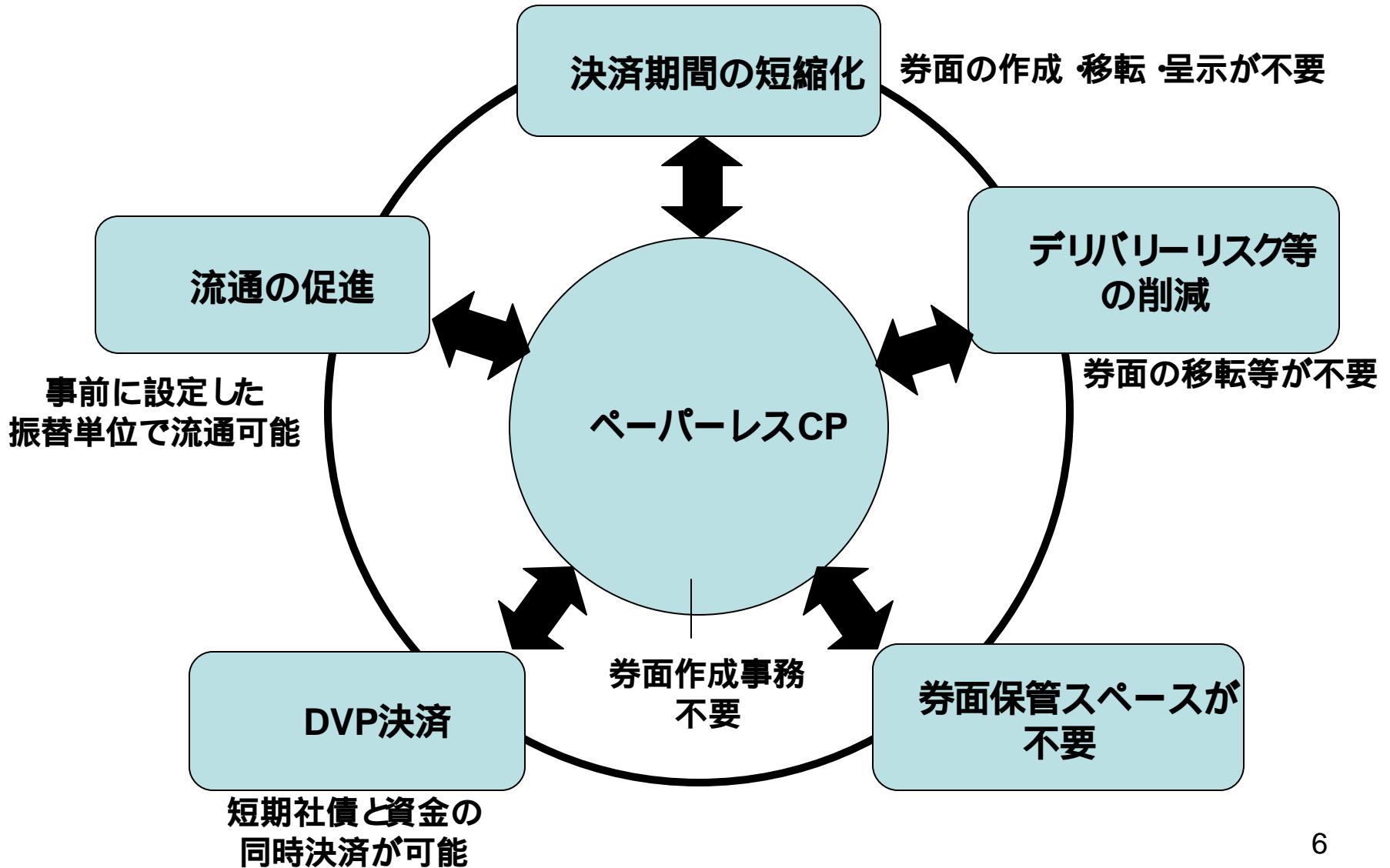
短期社債（コマーシャルペーパー）を完全にペーパーレスにし、その権利の発生、移転、消滅を帳簿（振替口座簿）上の記録により行う。



2. 現状手形CPの問題点



3. 当制度の特徴



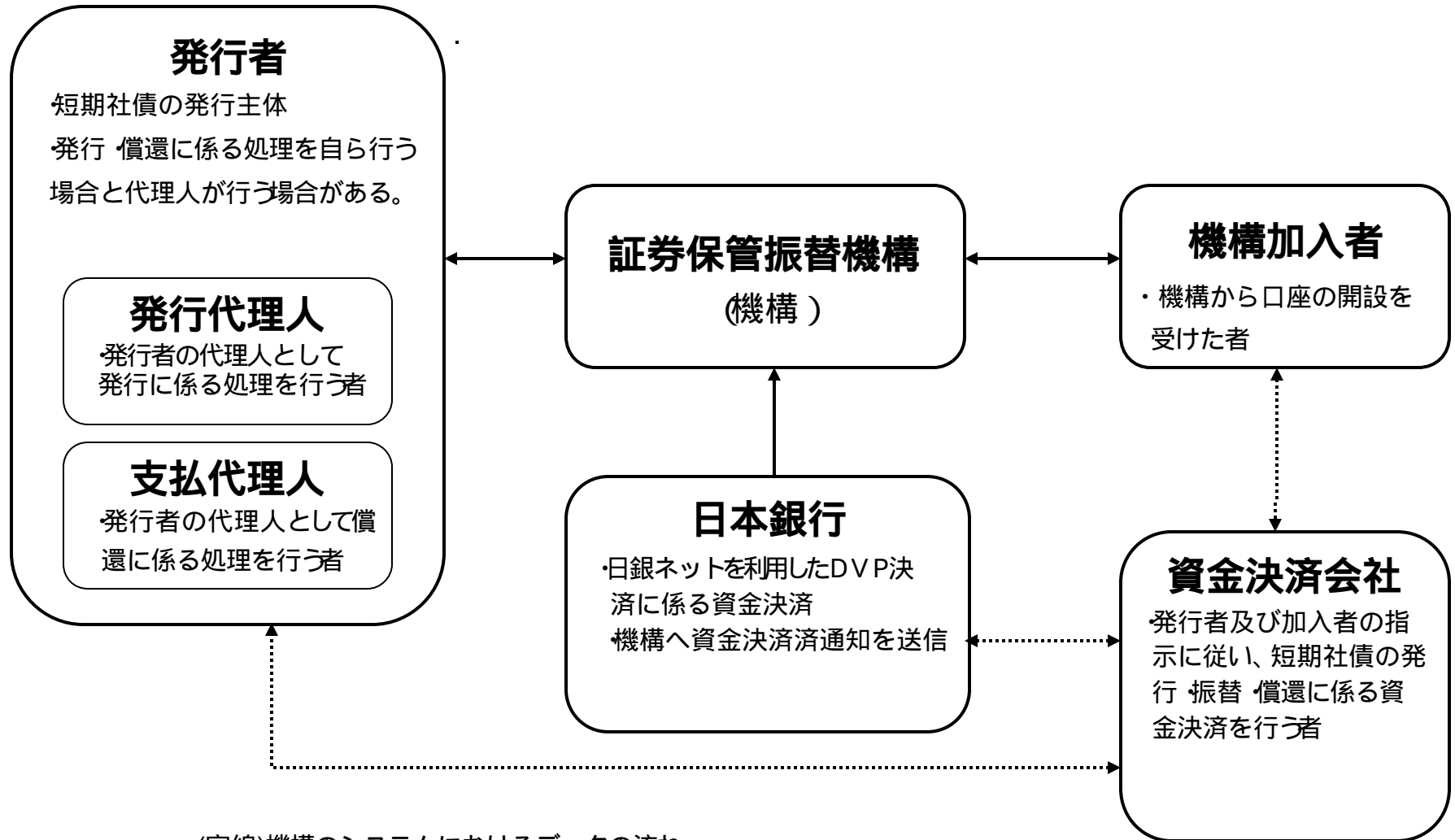
・ 枠組み

1 .取扱短期社債等

- 当制度の対象となる有価証券は以下のとおり。

	対象有価証券
法律上の規定	<ul style="list-style-type: none">・社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債・保険業法第61条の2第1項に規定する短期社債・資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債・商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債券・信用金庫法第54条の3の2第1項に規定する短期債券・農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債券
短期社債等のうち機構で取扱うもの	<p>割引の方法により発行されるものであること。 各銘柄の各社債の金額は、1億円以上100万円単位で、均一であること。</p>

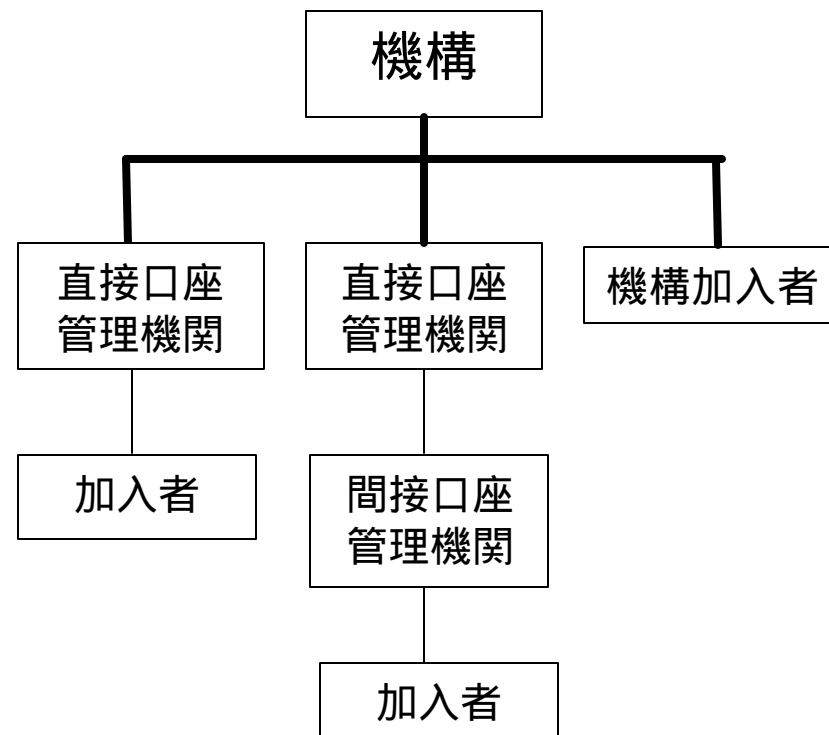
2. 業務関係者



—— (実線) 機構のシステムにおけるデータの流れ
◄-----► (破線) 機構のシステム外でのデータの流れ

3 .階層構造

- 振替機関 = 機構
- 加入者 = 機構、口座管理機関から口座開設を受けた者
 - 機構加入者 = 機構に口座開設した者
- 口座管理機関 = 他の者のために短期社債の振替を行う口座を開設する者
 - 直接口座管理機関 = 口座管理機関のうち 機構から口座開設を受けた者
 - 間接口座管理機関 = 口座管理機関のうち 口座管理機関から口座開設を受けた者



4.保振機構における口座区分

- 振替口座簿は機構加入者の口座ごとに区分する。
- 機構加入者の口座は以下のとおり区分する。

口座区分	口座名称	使用目的	備考
自己口	保有口	自己分	信託財産分、質権分は除く。
	信託口	信託財産分	質権分を除く。
	質権口	質権分	
	質権信託口	質権分（信託財産分）	
顧客口	顧客口	顧客分	

5. 保振機構における DVP決済のための口座区分

- 主にDVP決済を行う場合、手続上、一時的に短期社債の残高を移す口座を、発行口、振替口、償還口という
- これらは保振機構において便宜的に設けられている口座である。

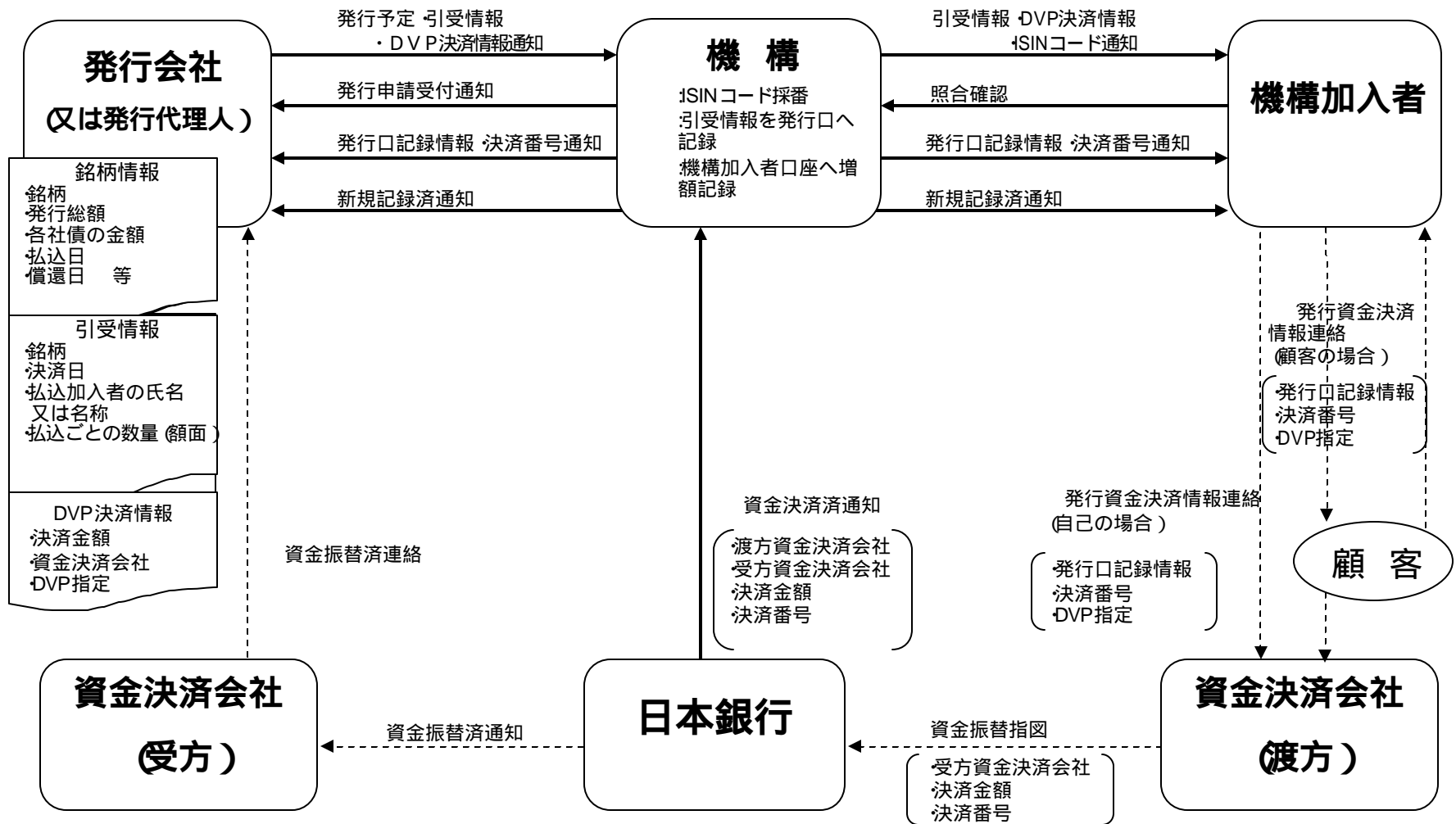
区分	内容
発行口	新規記録手続時に発行者からの払込み等に係る事前通知の内容を一時的に記録するための口座
振替口	DVP決済を伴う振替手続時に振替により減・増額記録される金額を一時的に記録するための口座
償還口	抹消時に機構加入者からの抹消に係る事前通知の内容を一時的に記録するための口座

6 .DVP決済 (グロス＝グロス型)

- 渡方の短期社債を発行口、振替口、償還口に一時的に記録する。
- 日本銀行において対応する資金決済が行われたことを確認する。
- 一時的に記録していた短期社債を受方の振替口座簿に振り替える。

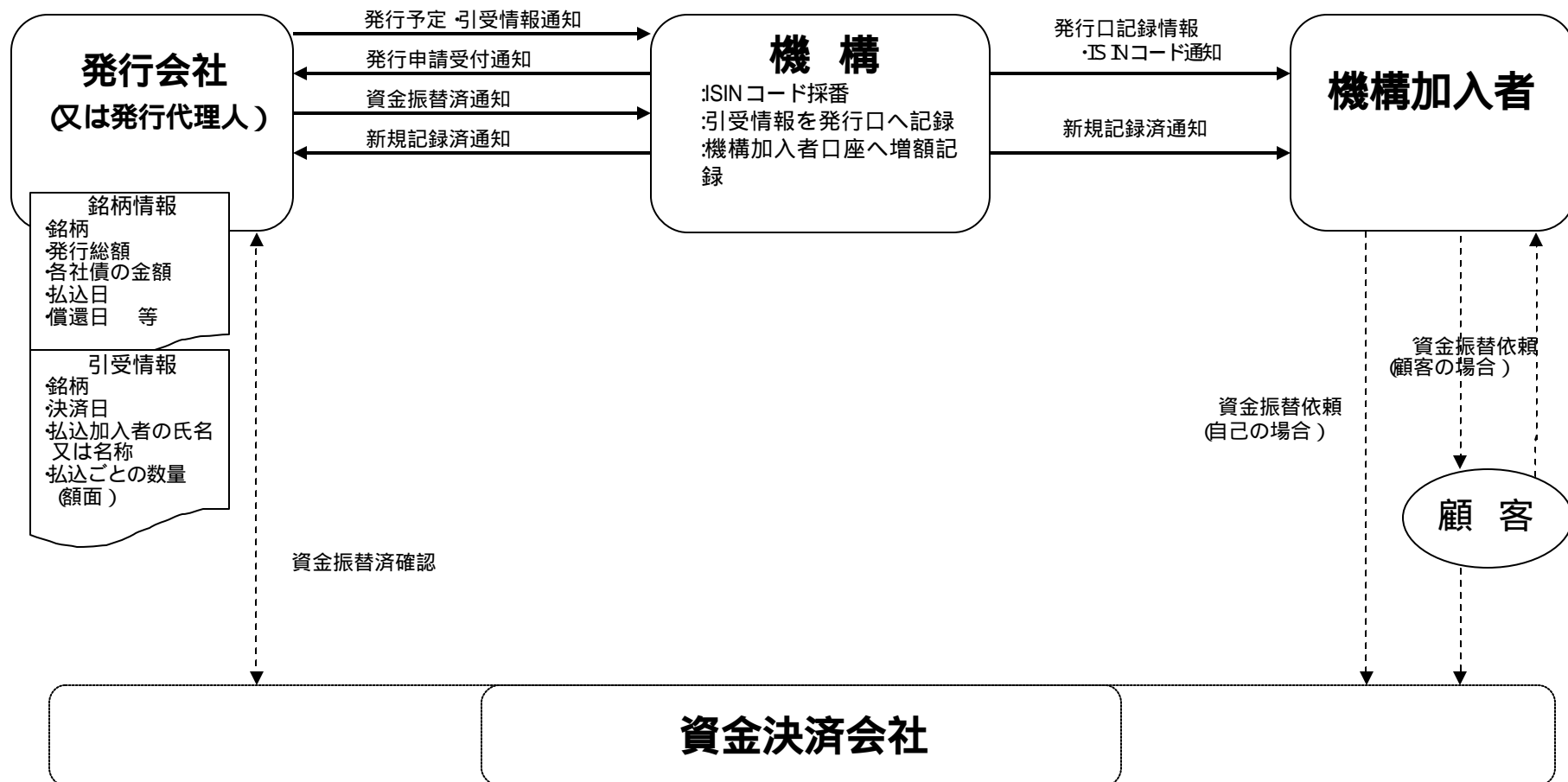
・ 発行 新規記録 手続

1. 発行（新規記録）（DVPスキーム）



← (実線) 機構のシステム処理対象業務 (. . . を含む)
 ← (破線) 機構のシステム処理対象外の業務

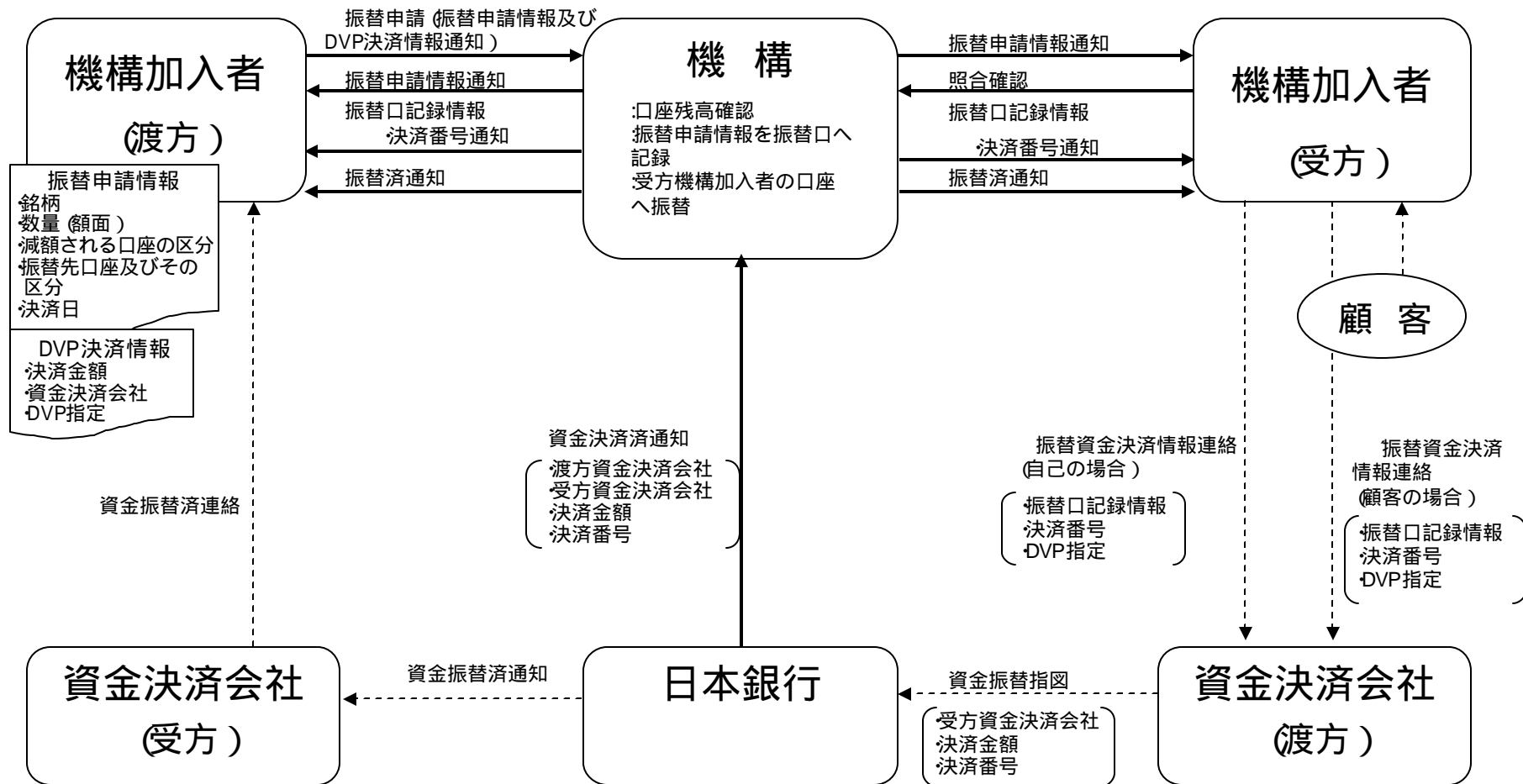
2. 発行（新規記録）（非DVPスキーム）



← (実線) :機構のシステム処理対象業務 (. . . を含む)
 ← (破線) :機構のシステム処理対象外の業務

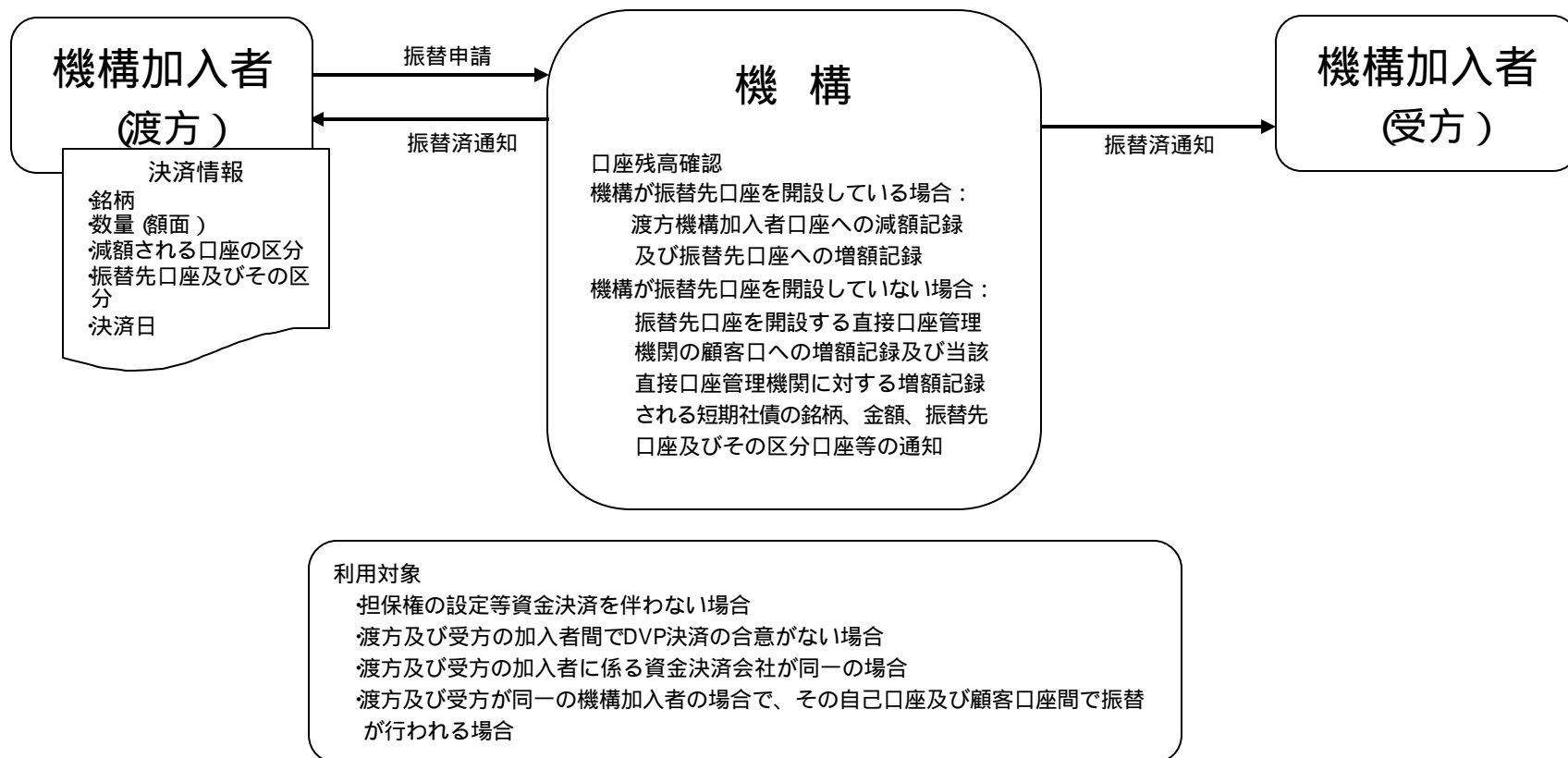
・ 流通 振替 手続

1. 流通振替(DVPスキーム)



← (実線) 機構のシステム処理対象業務 (. . . を含む)
 ← (破線) 機構のシステム処理対象外の業務

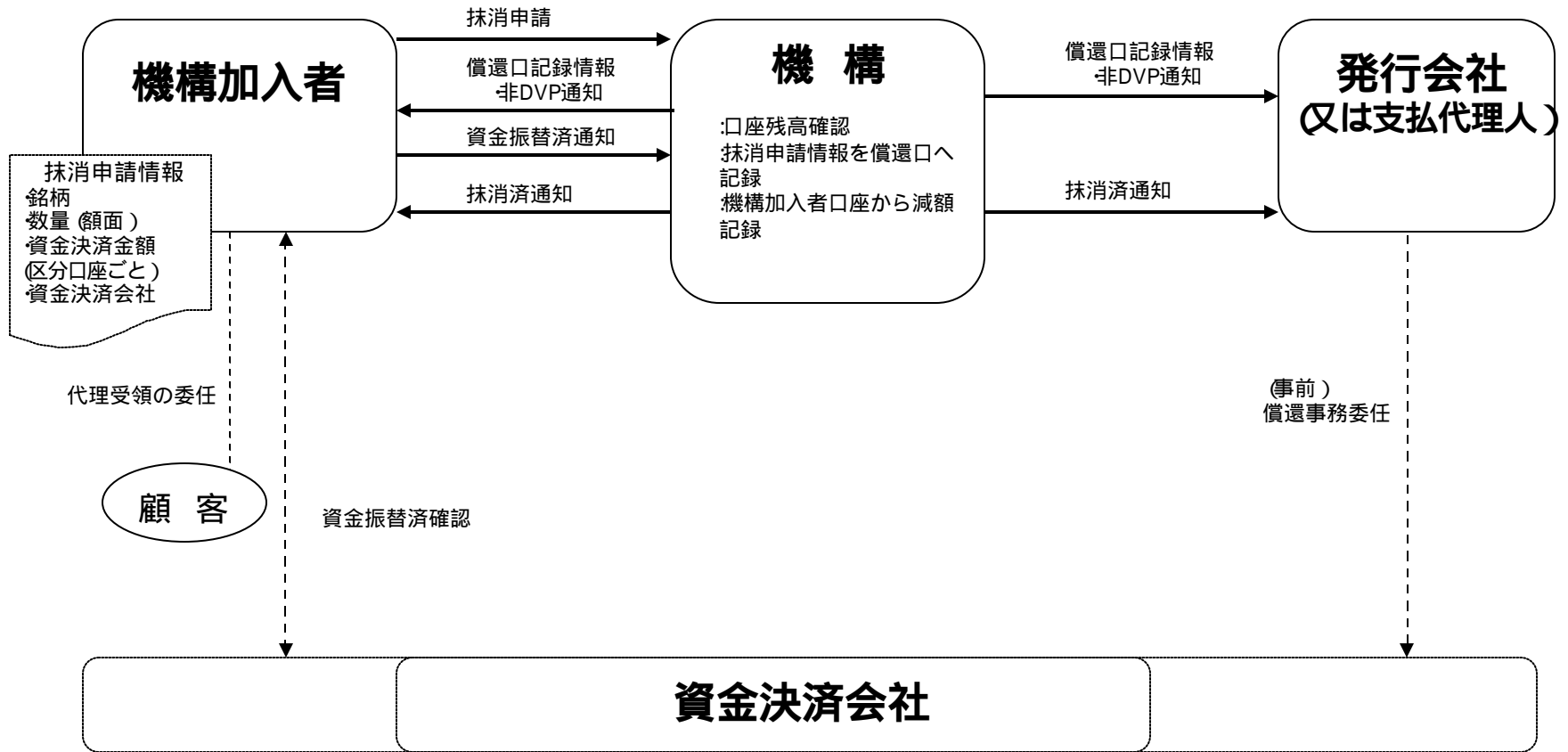
2. 流通 (振替) (非DVPスキーム)



← (実線) : 機構のシステム処理対象業務 (を含む)

. 償還 抹消 手続

2. 償還 (抹消) (非DVPスキーム)



- ← (実線) : 機構のシステム処理対象業務 (. . . を含む)
- ← (破線) : 機構のシステム外の処理対象外の業務

. 手数料

1. 手数料の基本的な考え方

当制度で提供する個々のサービスの便益に応じて課金する。

課金対象	主な手数料項目
制度参加	口座開設金及びシステム接続準備手数料等
振替業務	新規記録手数料、口座残高管理手数料、振替手数料等
その他	情報照会料等、 エラー処理手数料等

(詳細は「短期社債振替制度に係る手数料(案)」参照)

2. 発行コスト

新規記録手数料	引受額 × 0.19 bp (年率)*
ISINコード設定料	25円 / 銘柄
銘柄情報公示手数料	30円 / 銘柄
振替手数料	100円 / 件**

* 手形CPからの移行を促進するため、当面、新規記録手数料は引受1先あたり4千円のキャップを設ける。

* * 引受側である受方機構加入者にも別途100円。

【列示1】

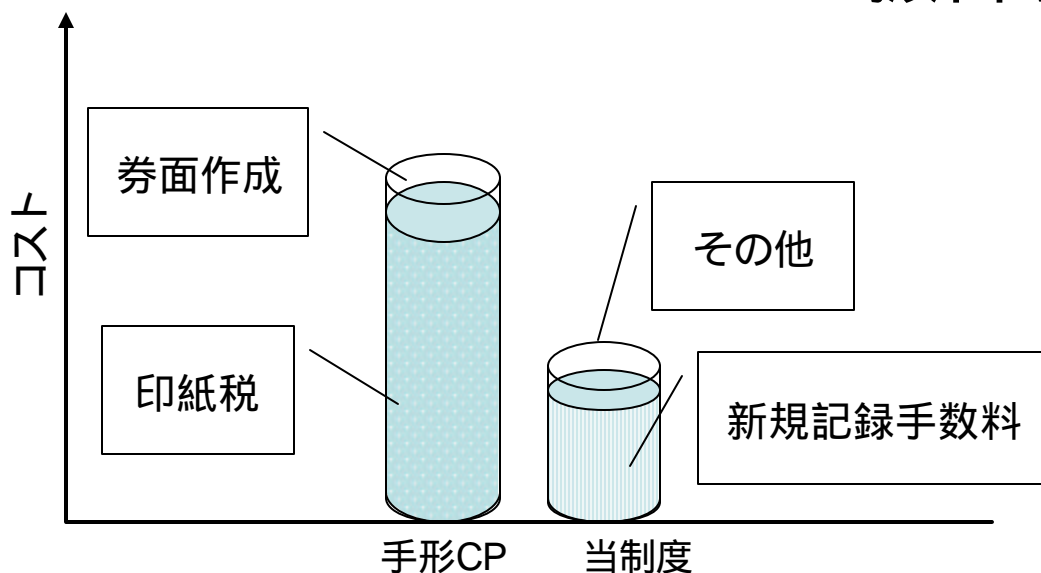
手形1枚10億円 (発行期間1ヶ月 引受先1社)とした場合

手形CPのコスト

印紙税 5,000円
券面作成コスト500円
等

当制度のコスト

新規記録手数料 1,561円
ISINコード設定手数料25円
銘柄情報公示手数料30円
振替手数料100円



流通単位について

手形CP:10億円 (券面単位)

当制度:1億円 (振替単位)

(各社債の金額
を1億円で設定した場合)

【列示2】

手形1枚50億円 (発行期間1ヶ月 引受先1社)とした場合

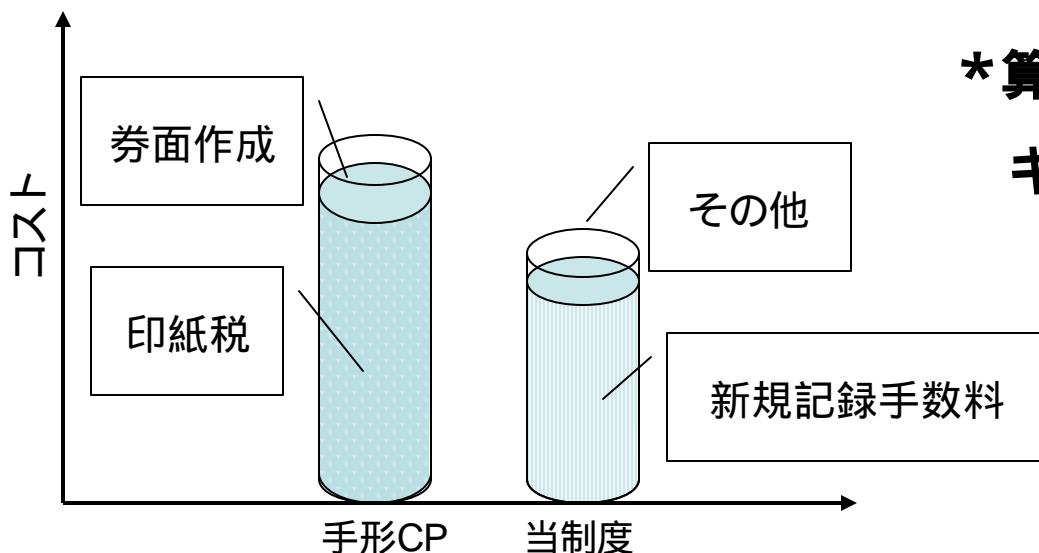
手形CPのコスト

印紙税 5,000円
券面作成コスト500円
等

当制度のコスト

新規記録手数料 4,000円*
ISINコード設定手数料25円
銘柄情報公示手数料30円
振替手数料100円

*算式によると、7,808円となり
キャップ額の4,000円を適用



3. 振替コスト

➤ 振替口座簿の記録内容異動処理の手数料

(振替手数料)

課金対象 決済方式	渡方	受方
DVP	100円	100円
FOP	50円	50円

4. 口座残高管理コスト

- 保有期間中の口座残高の管理のための手数料

(口座残高管理手数料)

$$= \text{口座残高} \times 0.065 \text{ bp (年率)}$$

.制度参加のための 手続・コスト

1. 発行者

【手続】

- 機構の短期社債取扱いについて包括的同意
- 資金決済会社、発行代理人・支払代理人 (代理人を利用する場合) を機構に届出

【コスト】

- イニシャルコスト
システム接続準備手数料 5万円
- ランニングコスト
端末接続料 1回線につき1万円 / 月

2. 機構加入者

【手続】

- 機構に口座開設について申請
- 資金決済会社を機構に届出

【コスト】

- イニシャルコスト
 - 口座開設金及びシステム接続準備手数料
20万円
- ランニングコスト
 - 端末接続料 1回線につき1万円 / 月
 - 口座残高管理手数料 口座残高 × 0.065 bp (年率)

3. 資金決済会社

【手続】

- 資金決済会社として機構に登録

【コスト】

- 機構に対して必要となる手数料はない

4. 口座管理機関

【手続】

- 直接口座管理機関は機構加入者の手続と同じ
- 間接口座管理機関は機構に直近上位機関を明示し届出
(適格要件は金融機関等)

【コスト】

- 間接口座管理機関定額負担金 1万円 / 年

5. 発行代理人・支払代理人

【手続】

- 代理人になるには、発行者と連名で保振機構に届出

【コスト】

- イニシャルコスト
システム接続準備手数料 5万円 (複数の発行者の代理人になった場合も同額)
- ランニングコスト
端末接続料 1万円 / 月